

令和元年6月市議会建設水道委員会資料

第92号議案

長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 指定給水装置工事事業者に係る更新申請手数料の設定等について……	1～3
2 給水装置の工事検査手数料の改正について……………	4～6
3 長崎市水道事業給水条例の新旧対照表（抜粋）……………	7
4 関係法令（抜粋）……………	8～9

上下水道局

令和元年6月

1 指定給水装置工事事業者に係る更新申請手数料の設定等について

(1) 改正理由

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年 12 月 12 日公布）において、指定給水装置工事事業者の指定に 5 年ごとの更新制が導入されたため、更新申請に係る事務が発生することから、これに係る更新申請手数料を設定しようとするもの。

また、受益者負担の適正化を図るため、既定の指定申請手数料についても適正な事務量等に
応じた額に改めようとするもの。

【水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入】

指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年の水道法改正を受け、全国一律の指定基準により、平成 10 年度から制度化されたが、現行制度は新規の指定のみであるため、事業者からの廃止、
休止等の届出がない場合、実態の把握がしづらいといった課題があった。

このことから、給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、
水道法が改正され、表記制度への更新制の導入に関し、令和元年 10 月 1 日をもって施行
されることとなった。

なお、施行日以前に既に指定を受けた指定給水装置工事事業者に係る指定の有効期間については、
経過措置が設けられている。（8～9 ページ「関係法令」参照）

※指定給水装置工事事業者制度とは

各水道事業者が、その給水区域において給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）
の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は各水道事業者又は
指定給水装置工事事業者が行う旨を規定している。

※長崎市の指定給水装置工事事業者の数：403 事業者（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(2) 改正内容

区分	更新申請		指定申請			
	新設		改正		現行	
事務内容	所要時間	手数料	所要時間	手数料	所要時間	手数料
受付 ・申請書等の確認 ・講習会受講状況等の確認 (更新時)	40分	2,701円	30分	2,025円	15分	979円
審査・報告 ・関係文書の審査、起案	20分	1,350円	20分	1,350円	50分	3,262円
記録 ・システムへのデータ入力	20分	1,350円	20分	1,350円	30分	1,957円
技術的事項等説明 ・給水装置の技術的基準の説明 ・給水装置工事の事務手続きの説明	—	—	70分	4,727円	130分	8,482円
指定証交付等 ・指定証交付事務等	7分	472円	15分	1,012円	25分	1,631円
小計	87分	5,873円	155分	10,464円	250分	16,311円
物件費 (消耗品費等)	337円		86円		1,075円 (うち諸経費815円)	
合計	(6,210円)		(10,550円)		(17,386円)	
設定金額 ※2	1件につき 6,200円		1件につき 10,500円		1件につき 17,000円	

※1 改正(案)の人件費は、上下水道局行政職平均給与単価(67.54円/分)をもとに算出

※2 更新申請及び指定申請(改正)手数料の設定金額は、合計額から100円未満の金額を切り捨てたもの

(3) 施行期日

令和元年10月1日

(4) 参考資料

ア 他都市の状況（人口40万人台の中核市16市）

令和元年6月19日現在

No.	都市名	更新申請手数料 【検討している額】	指定申請手数料 【現行】
1	柏市	10,000円	10,000円
2	横須賀市	10,000円	10,000円
3	富山市	5,000円	20,000円
4	金沢市	5,000円	7,200円
5	岐阜市	14,000円	14,000円
6	豊田市	10,000円	10,000円
7	豊中市	9,000円	13,000円
8	枚方市	5,000円	5,000円
9	東大阪市	10,000円	10,000円
10	尼崎市	10,000円	10,430円
11	西宮市	10,000円	10,000円
12	倉敷市	10,000円	10,000円
13	福山市	未定	10,000円
14	高松市	10,000円	10,000円
15	大分市	未定	17,000円
16	宮崎市	未定	20,000円

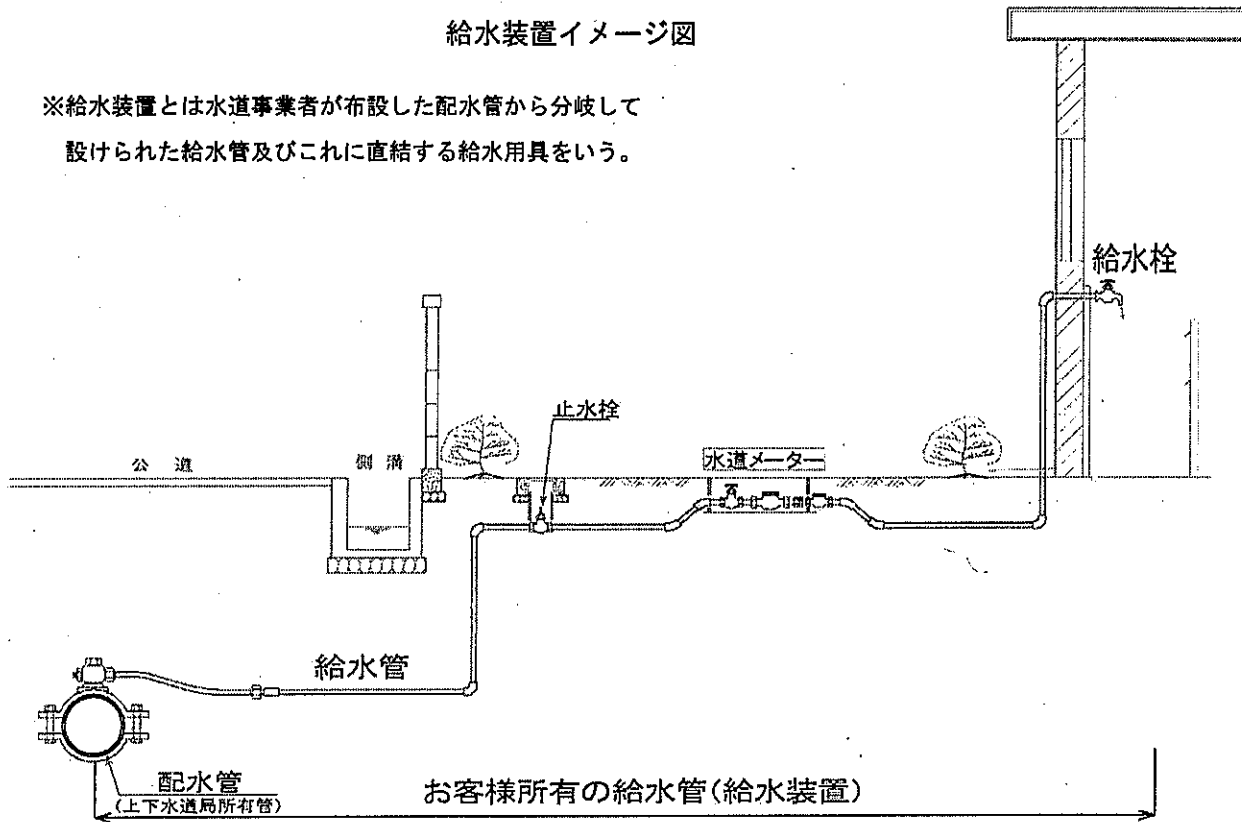
2 給水装置の工事検査手数料の改正について

(1) 改正理由

現行の給水装置工事の工事検査手数料は、工事費に2.5%を乗じる定率制となっているが、この算定方法では同じ工事内容でも工事業業者によって工事費が異なり、工事検査手数料にも違いが生じるなど、わかりにくい点もあることから、手数料算定の基本的な考え方に従い、検査に要する所要時間に応じた人件費及び物件費をもとにした算定方法に改めようとするもの。

給水装置イメージ図

※給水装置とは水道事業者が布設した配水管から分岐して
設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。



(2) 改正内容

建物等の規模が大きくなると給水装置（メーターを含む）の規模も大きくなり、その検査に要する所要時間もそれに応じて長くなる。

今回の改正では、給水装置の新設工事又は改造工事においては、建物等の規模により、「一般住宅等」、「中規模事業所等」、「大規模事業所等」の3つの区分をもとに給水装置の規模（メーター口径）に応じた手数料を設定しようとするほか、別途、仮設工事や撤去工事といった簡易な工事についても手数料を設定しようとするもの。

【現行】

工事費×2.5%(ただし、200円に満たないときは200円) ※10円未満の端数は切り捨て

【改正(案)】

項目	検査内容	作業体制	新設工事又は改造工事						その他の工事 (撤去工事等)		メーター 2個目から	
			20ミリ メートル以下 (一般住宅等)		25～50ミリ メートル (中規模事業所等)		75ミリ メートル以上 (大規模事業所等)		所要 時間	金額	所要 時間	金額
			所要 時間	金額	所要 時間	金額	所要 時間	金額				
※ 人 件 費	① 検査前作業 ・ 検査計画の作成 ・ 図面、書類の事前 確認	1～ 2名	16分	778円	24分	1,400円	31分	1,945円	6分	233円	1分	77円
	② 現地作業 ・ メーター、止水栓の 設置状況の確認 ・ 給水栓の設置状況 の確認	2名	9分	700円	18分	1,399円	28分	2,178円	3分	233円	2分	155円
	③ 検査後作業 ・ 検査記録の整理	1名	6分	233円	10分	389円	16分	622円	4分	154円	-	-
	移動時間(往復)	2名	20分	1,556円	20分	1,556円	20分	1,556円	20分	1,556円	-	-
	小計		51分	3,267円	72分	4,744円	95分	6,301円	33分	2,176円	3分	232円
物件費	燃料費、消耗品費等		262円		262円		262円		262円		-	
合計			(3,529円)		(5,006円)		(6,563円)		(2,438円)		(232円)	
設定金額 (100円未満切捨て)			1件につき 3,500円		1件につき 5,000円		1件につき 6,500円		1件につき 2,400円		1個につき 200円	

※改正(案)の人員費は、上下水道局再任用行政職平均給与単価(38.91円/分)をもとに算出

(3) 施行期日

令和元年10月1日

(4) 参考資料

ア メーター口径別検査件数等（平成30年度実績を改正（案）の区分で整理したもの）

区 分		検査件数	平均額
新設工事 又は 改造工事	20ミリメートル以下	1,277件 (76.1%)	3,363円
	25～50ミリメートル	120件 (7.1%)	7,793円
	75ミリメートル以上	4件 (0.2%)	7,950円
その他の工事（撤去工事等）		278件 (16.6%)	1,862円
合 計		1,679件 (100.0%)	3,441円

イ 他都市の状況（人口40万人台の中核市16市）

令和元年6月1日現在

No.	工種 口径	新設						
		13	20	25	40	50	75	100
1	柏市	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
2	横須賀市	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
3	富山市	徴収していない						
4	金沢市	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
5	岐阜市	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
6	豊田市	3,000	3,000	3,000	6,500	6,500	9,000	9,000
7	豊中市	8,400	8,400	8,400	32,600	52,000	61,200	96,200
8	枚方市	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
9	東大阪市	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	3,000
10	尼崎市	2,340	2,340	2,340	6,730	6,730	6,730	15,720
11	西宮市	6,000	6,000	6,000	8,000	8,000	12,000	12,000
12	倉敷市	3,400	5,100	5,100	10,700	19,400	19,400	37,000
13	福山市	徴収していない						
14	高松市	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
15	大分市	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000
16	宮崎市	2,500	2,500	4,000	4,000	6,000	6,000	6,000
	平均	3,731	3,853	3,960	6,938	9,088	10,281	14,680
	長崎市(案)	3,500		5,000			6,500	

3 長崎市水道事業給水条例の新旧対照表 (抜粋)

現行	改正案												
<p>(手数料)</p> <p>第32条 管理者は、次に掲げる手数料を申請又は申込みの際に徴収する。</p> <p>(1) <u>指定給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき 17,000円</u></p> <p>(2) <u>工事検査手数料 1件につき 給水装置工事の工事費の100分の2.5に相当する額 (その額が200円に満たないときは、200円)</u></p> <p>2 <u>前項第2号の手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第32条 管理者は、次に掲げる手数料を申請の際に徴収する。</p> <p>(1) <u>給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき 10,500円</u></p> <p>(2) <u>指定給水装置工事事業者更新申請手数料 1件につき 6,200円</u></p> <p>2 <u>管理者は、次の表に定める給水装置の工事検査手数料を申込みの際に徴収する。</u></p> <table border="1" data-bbox="818 1048 1374 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額 (1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 新設工事又は改造工事</td> <td>メーター口径20ミリメートル以下</td> <td>円 3,500</td> </tr> <tr> <td>メーター口径25ミリメートル以上50ミリメートル以下</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>メーター口径75ミリメートル以上</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>(2) 前号に掲げる工事以外の工事</td> <td>2,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 複数のメーターが設置されている場合の新設工事又は改造工事に係る金額は、当該メーターのうち最も大きい口径の区分による額とする。</p> <p>2 工事に係るメーターの個数が、1個を超え1個を増すごとに200円を加算する。</p>	区 分		金額 (1件につき)	(1) 新設工事又は改造工事	メーター口径20ミリメートル以下	円 3,500	メーター口径25ミリメートル以上50ミリメートル以下	5,000	メーター口径75ミリメートル以上	6,500	(2) 前号に掲げる工事以外の工事	2,400
区 分		金額 (1件につき)											
(1) 新設工事又は改造工事	メーター口径20ミリメートル以下	円 3,500											
	メーター口径25ミリメートル以上50ミリメートル以下	5,000											
	メーター口径75ミリメートル以上	6,500											
	(2) 前号に掲げる工事以外の工事	2,400											

4 関係法令（抜粋）

○水道法（抜粋）

（給水装置工事）

第十六条の二 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

○水道法の一部を改正する法律（抜粋）（平成30年12月12日公布）

第二十五条の三第一項第一号中「次条第一項」を「第二十五条の四第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定の更新）

第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下略）

第二条 （略）

第三条 この法律の施行の際現に水道法第十六条の二第一項の指定を受けている同条第二項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第二十五条の三の二第一項の更新については、同項中「五年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して五年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の五年前の日以前である場合にあっては、五年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

○水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（抜粋）（平成31年4月17日公布）
 水道法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年十月一日とする。

○水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抜粋）
 （平成31年4月17日公布）

第四条 改正法附則第三条の規定により読み替えられた水道法第二十五条の三の二第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 水道法第十六条の二第一項の指定を受けた日（以下この条において「指定を受けた日」という。）が平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間である場合 一年
- 二 指定を受けた日が平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間である場合 二年
- 三 指定を受けた日が平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間である場合 三年
- 四 指定を受けた日が平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間である場合 四年
- 五 指定を受けた日が平成二十五年四月一日から平成二十六年九月三十日までの間である場合 五年

※解 説

水道法の一部を改正する法律附則第三条及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第四条は、法の施行日以前に現に指定を受けている指定給水装置工事事業者に対して、次のとおり、有効期間の経過措置を設けている。

指定を受けた日	指定の有効期間	長崎市の事業者数
平成10年4月1日～ 平成11年3月31日	改正法施行日の前日から起算して1年 (令和2年9月29日まで)	67
平成11年4月1日～ 平成15年3月31日	改正法施行日の前日から起算して2年 (令和3年9月29日まで)	89
平成15年4月1日～ 平成19年3月31日	改正法施行日の前日から起算して3年 (令和4年9月29日まで)	95
平成19年4月1日～ 平成25年3月31日	改正法施行日の前日から起算して4年 (令和5年9月29日まで)	80
平成25年4月1日～ 令和元年9月30日	改正法施行日の前日から起算して5年 (令和6年9月29日まで)	72
合計		403